

「さかた子育て応援臨時給付金」に関する Q&A【令和5年1月16日現在】

No.	質問	回答
1	<p>「支給のお知らせ」が届きません。</p>	<p>「支給のお知らせ」は、酒田市から児童手当・特例給付（以下「児童手当」）令和4年12月分（令和5年2月10日支給）の受給者（11月末時点の児童手当受給者）に送付しています。</p> <p>また、令和4年5月分までの児童手当受給者で、法改正により所得上限限度額以上のため児童手当が支給されなくなった方にも送付しています。</p> <p>（以上に該当する方には、申請不要で給付金を支給します。）</p> <p>なお、高校生のみを養育している方や公務員の方などで、市が給付対象者として把握できる方には、2月以降準備が整い次第、「申請の案内」を送付します。</p>
2	<p>子どもが市外に別居（別住所）していますが、給付金の対象になりますか？</p>	<p>子ども（高校生を含む）が酒田市外に住民登録している場合でも、令和4年11月30日（基準日）時点で、対象児童を養育している保護者のどちらかが本市に住民登録していれば、給付金の支給対象となります。</p> <p>児童手当令和4年12月分の支給を受ける方には、申請不要で支給します。それ以外の方は、申請により支給を受けることができます。（申請者は、本市に住民登録している方となります。）</p> <p>なお、養育している児童が高校生のみ（中学生以下がない）で、その児童が市外在住の世帯については、「申請の案内」を送付できない場合があります。給付対象者に該当するけれども「申請の案内」が届かない場合は、子育て支援課までご連絡ください。（案内がなくても市ホームページ掲載等の様式で申請は可能です。申請の受付は案内送付後に開始します。）</p>

「さかた子育て応援臨時給付金」に関する Q&A【令和5年1月16日現在】

No.	質問	回答
3	子どもの父親が市外に単身赴任しており、そこから児童手当を受給しています。給付金の対象になりますか？	令和4年11月30日（基準日）時点で、対象児童を養育している保護者のどちらかが酒田市に住民登録していれば、給付金の支給対象となります。 支給を受けるには、申請が必要です。なお、申請者は本市に住民登録している方となります。
4	子どもは市内に住んでいますが、両親は市外に住んでいます。給付金の対象になりますか？	子ども（高校生を含む）が酒田市に住民登録がある場合でも、令和4年11月30日（基準日）時点で、両親ともに本市に住民登録していない場合は、給付金の支給対象外となります。 （令和4年11月30日（基準日）時点で、対象児童を養育している保護者のどちらかが酒田市に住民登録していれば、給付金の支給対象となります。）
5	引っ越した場合には、給付金の取り扱いはどうなりますか？	12月以降に転出した酒田市から児童手当令和4年12月分の支給を受ける方には、申請不要で支給します。 12月以降に転出した高校生のみを養育している方や公務員の方などについては、令和4年11月30日（基準日）時点で対象児童を養育している方が、給付金の申請をすることができます。 11月以前に転出している場合は、給付金の支給対象外となります。

「さかた子育て応援臨時給付金」に関する Q&A【令和 5 年 1 月 16 日現在】

No.	質問	回答
6	離婚して子どもを引き取っている場合でも、元の配偶者に支払われるのですか？	<p>12 月以降に離婚し子どもを養育している方については、元の配偶者が児童手当を受給していた場合、児童手当令和 4 年 12 月分の受給者は元の配偶者となりますので、給付金も元の配偶者の方に支給されます。</p> <p>このような場合でも、給付金の子育てのために使われるよう、現在の養育者の方と望ましい用途について話し合ってくださいなど、給付金の趣旨にあった使われ方となるよう、受給者の皆様にはご協力をお願いします。</p>
7	高校生の子どもがいます（中学生以下の子どもはいません）。最近離婚しましたが、どちらが給付金を受け取れますか？	<p>高校生等（平成 16 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までに出生）については、令和 4 年 11 月 30 日（基準日）時点で対象児童を養育している方が、給付金の申請をすることができます。</p>
8	11 月に子ども（第一子）が生まれましたが、所得制限限度額以上であったため、児童手当の申請をしていません。給付金の対象になりますか？	<p>本給付金に関しては、所得制限を設けないため、給付金の対象となります。支給を受けるには、申請が必要です。</p> <p>なお、児童手当令和 4 年 5 月分（所得上限限度額の適用開始前）まで、本市から支給を受けていた方には、申請不要で給付金を支給します。</p>
9	子どもが児童養護施設に入所しています。給付金の取り扱いはどうなりますか？	<p>子どもが、児童福祉法に規定する入所措置等により児童養護施設等に入所している場合は、給付金の支給対象外となります。（保護者、施設等のいずれにも給付金は支給されません。）</p>

「さかた子育て応援臨時給付金」に関する Q&A【令和5年1月16日現在】

No.	質問	回答
10	DV被害により子どもと一緒に避難していますが、給付金の取り扱いはどうなりますか？	令和4年12月分の児童手当を配偶者（DV加害者）が受給している場合でも、本市に避難している方が給付金の支給を受けられる場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市区町村に連絡する必要もありません。
11	公務員ですが、これまでの給付金の申請では、職場から児童手当を受給している証明をもらう必要がありました。今回の給付金については、不要ということでよいですか？	本給付金に関しては、所得制限を設けないため、所属庁による児童手当受給状況の証明は不要です。（これまでの給付金では公務員用の申請書様式がありましたが、本給付金では申請書様式は共通となります。）
12	通帳のコピーを添付しないで郵送してしまいました。どうすればよいですか？	申請書を確認し、添付書類（通帳のコピー等）や記入内容に不備がある場合は、いったん申請書をお返しします。書類の添付や記入内容の修正を行い、あらためて申請書をご提出ください。
13	受取口座は児童手当の口座と同じでないとダメですか？	給付金の受取口座は、申請者名義の口座であれば児童手当の口座※でなくても結構です。 ※高校生等の養育者がかつて児童手当を受給していた口座、公務員の児童手当受給者が現在児童手当を受給している口座など。